農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

| 農 | 沐 水座 | 省(関係 | R府省におい | ナる予算編成過程で | での検討を求める提案) |) | | | | | | |
|------|-------------|-------|--------|---------------------------|--|---|--|------------------|-------------|----------|--|--|
| 管理番号 | ! | 提到 | 分野 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> |
| 30 | | こ対する | 農業・農地 | 農山漁村振興交付金の補助対象の追加 | 散策道整備(自転車も通行出来 るように整備)を行う場合の用 地・補償費を農山漁村振興交付 金の補助対象に追加すること。 | 【支障事例】 河川堤防を散策道(自転車も通行出来るように整備)として拡幅するために整備 予定箇所を事業用地として買収する場合、国要領により用地補償費に農山漁村 振興交付金が交付される事業メニューが限られており、散策道整備が対象となる事業メニュー(自然環境保全・活用交流施設)では、用地補償費に交付金が充てられない。 【制度改正の必要性】 奈良県では、「田園まるごと歴史博物館構想」に基づき農山村の振興を推進しており、その中で、農村周遊散策道整備(自転車も通行出来るように整備)を行い、「自転車等の活用」を促進することで「域外からの交流促進」を図ることとしているが、現状ではその整備を計画的に推進することが困難となっている。本県を訪れる自転車愛好家も増えてきており、農山村振興を図るためにも地域交流に力を入れて取り組む必要性が高まっている。具体的な箇所としては、田原本⇔天理(柳本)ルート内にある西門川沿いの散策道整備があげられる。 ※当事業については、農山漁村振興交付金の当該事業メニュー以外に対応できる国の補助は無い。 | 同一事業予算による行政の効率化 | 農山漁村振興交付金実施要綱、要領 | 農林水産省 | 奈良県 | 京都市 | 支障事例 |
| 84 | | Tに対する | 農業・農地 | 日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和 | 能(国土保全、水源涵養、景観 | 高齢者の多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、また、農地を適切に保全していたにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合には事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇したり、参加をあきらめるケースが多い。 | とで集落間連携が進み、また、制度の安定化により参加者の減少を食い止め | 機能の発揮の促進に | | 11.+ 4:4 | 島市市上野県広原小徳川県、北勢市、越県、島市、田県、宗・総県、島市、田県、宗・郡・入田県、宗・保・田県、宗像山舎県長賀県竹陽、香知市 | た、事業の一部が継続できななった場合に、事業開始(認定)年度にまで遡及される返還義務を変更していただき、活動実績が確認できた年度分までは返還免除とする制度としていただきたい。 〇本市においても5年間接続することが困難であることを理由に協定締結や協定参加を断念するケースが出ている。 〇事業取組の促進を図るため、事業実施期間は一律ではなく、地域の実情により、弾力的に判断・決定できればよいと考える。 〇郷及返還を理由に取組の継続を断会する組締がある。活動業績が確認できる年度分については、返還を免除するこ |

| 管理 | 1 | 提案区分 | 提案事項 | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> |
|----|----------------|-----------|---------------------------|--|--|--|------------|-------------|--|--|--|
| 番号 | 区分 | 分野 | (事項名) | 7.07 0.12 0.7 (1) 2.7 (2) | XIII.02.1711 | (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等) | IAMAN IT Y | | | 団体名 | 支障事例 |
| 85 | B 地方に交 規制緩和 | まする 農業・農地 | | 目的とした多面的機能支払交付 金では、その取組(農地法面の 草刈り、水路の泥上げなど)を維 | 農業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合には、事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇するケースがある。一方、中山間地域等直接支払制度では農業者(家族を含む。)の死亡や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免除され、両交付金制度に参加する集落が多い中で、返還免除要件に違いがある。 | とで集落間連携が進み、また、制度の安定化により参加者の減少を食い止めることで農地保全効果が高まり、移住者の増加や担い手の規模拡大により地 | 機能の発揮の促進に | | 山市、今治市、宇和島 | 玉市広原県新高牟県、島市、居知田、島市、居知田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田 | ○農業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合には、事業開始年度に遡っての返還が必要なことから、取組を躊躇するケースがある。一方、中山間地域等直接支払制度では農業者(客族を含む。1の死亡や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免除され、両安付金制度に参加する集落が多い中で、返還免除受件に違いがある。 ○本市においても、活動組織の構成員の高齢化が進む中で、病気や高齢等により活動期間中に農地を維持できなくなるケースが発生する可能性が高まってきている。活動の普及を進めていくためには要件の緩和が必要である。○農業者の病気へ高齢はついった理由から事業継続が困難になる事例が多々見受けられる。この場合においても返還が免除されないため、農家の現状から考えて返還免除のハードルは高い。 ○中山間地域等直接支払制度に取り組み、多面的機能支払制度に取り組みしていない集落に対して、新規取り組みの容免活動の際に、返還免除要件の違いにより取り組みがして協議する集落があった。 ○山間部・平野部に関わらず、農業者の病気、高齢化により農地を維持できなくならケースは発生している為、返還免除の要件については多面的・中山間ともにおいては、記事が少なく、高齢化等で数人が参加できなくなることで、活動の継続できない不安が常にあるとの意見を市町村等からいただいている。 ○当県においても、集落内で高齢化が進み、事務作業が負担となったことから、活動が実施困難となり、5年間の活動継続を充まが組織がある。中山間地域においては、大きないといて、大きないの過報性や地域のみでなく、統立法のの混乱化が応じたがいている。 ○中山間地域の過報化地域のみでなく、統立法のの混乱化がに大きについる。 ○中山間地域の過報化地域のみでなく、統立法のの際に5年間の取組に不安を抱き踏踏するケースがある。 ○母業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合には、事業開始年度に遡って交付金の返還が必要なことから、別別は迷惑をかけられないと、取組みを踏両するケースがある。このため、死亡や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免険なことから、別りには迷惑をかけられないと、取組みを踏両するケースがある。このため、死亡や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免除された地により、活動制度してきたとの事機を発している地域もあることから、返還免除要件に違いがないようにする必要がある。こかは、現行制度では、「高齢や病気に任う営農の継続が困難な場合」が免険を集件に認いがある。同様の手が分をみらい現行制度では、「高齢や病気に任う営農の継続が困難な場合」が免険を集件に認いがある。の知りは、現行制度では、「高齢や病気により強力を発力を必要がある。」の近れに対した。と述れていたいたいの表がある。これは、現代がある。これは、現代がある。これは、現代が表が表が表が表が表がある。これは、現代を表が表が表がある。これは、現代を表が表が表が表がある。これは、現代を表が表がある。これは、現代を表が表が表が表が表が表が表がある。これは、現代を表が表がある。これは、現代を表が表が表が表が表が表がある。これは、現代を表が表がある。これは、現代を表が表が表が表がある。これは、現代を表が表が表が表がある。これは、現代を表が表が表が表がある。これは、現代を表が表が表が表が表が表が表がある。これは、現代を表が表が表が表が表がある。これは、現代を表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表がある。これは、現代を表が表がある。これは、現代を表が表がある。これは、現代を表が表が表が表が表が表がある。これは、現代を表が表が表がある。これは、現代を表が表がある。これは、現代を表が表がある。これは、現代を表が表がある。これは、現代を表が表がある。これは、現代を表が表がある。これは、現代を表が表がある。これは、現代を表が表がある。これは、現代を表が表がある。これは、現代を表が表がある。これは、現代を表が表がある。これは、現代を表が表がある。これは、現代を表が表が表が表が表が表が表がある。これは、現代を表が表が表がある。これは、現代を表が表が表が表がある。これは、現代を表が表が表がある。これは、現代を表が表が表が表がある。これは、現代を表が表が表が表がある。これは、現代を表が表がある。これは、表が表が表がある。これは、表が表が表がある。これは、現代を表が表がある。これは、表が表が表が表がある。これは、表が表が表がある。これは、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば |
| 86 | 日地方に交規制緩和 | きると思地 | 中山間地域等直接支払制度における返還免除要件の緩和 | た場合に集落全体に及ぶ返還 義務について、高齢者が参加し やすいよう、多面的機能支払交 を同様に、廃作部分(個人 部分)のみとし、中山間地域への | 交付金の返還要件として、5年間の活動が継続できなければ一定要件以外は、「協定農用地のすべてについての交付金(集落全体の交付金)」の返還義務がある中、今年度、協定農用地面積が15ha以上又は集落連携維持加算に取り組む協定で集落戦略を策定した集落協定については返還規定の見直しが図られたが、本県の7796の協定が15ha未満(867協定中684協定)であり、集落連携・機能維持加算についても新たな人材の確保が要件となっていることから県内で取り組む協定がない状況にあり、高齢者は5年後も健康で農業を続けていけることへの不安やその際の集落(他の参加者)への負担(迷惑)になることを心配し、当初から参加をあきらめる者も多い。一方、多面的機能を支払交付金では、「当該農用地部分に交付された交付金(個人の交別の返還でよく、両交付金制度に参加する集落も多い中で、返還免除要件に違いがある。農用地を後継者の住宅や農林水産業関連施設へ転用することは認められているが、住宅以外の施設(店舗、作業舎、倉庫等)への転用は認められていないため、移住しようとする者や担い手等の就業機会の確保、経営の安定化に向けた体制整備において支障となっている。 | とで集落間連携が進み、また、制度の安定化により参加者の減少を食い止めることで農地保全効果が高まり、移住者の増加や担い手の規模拡大により地 | 払交付金実施要領第 | | 山市市、市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市 | 山市市滋島市徳田市、公養松、竹島、新田市、、賀市、島田市、・新田市、・新田市、・新田市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 〇協定の更新の際に、今後5年間の活動ができるか不明な為、継続を断念する集落や、明確に実施可能な農地のみ協 定へ含める集落が出てきている。 |

| | 提到 | 案区分 | | | | | | | | | | |
|----------|------------------|-------|-------------------------------|--|--|--|-------------------------|-------------|-----|--|--|--|
| 管理 番号 | 区分 | 分野 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | |
| | B 地方に対する 規制緩和 | 農業・農地 | 産地パワーアップ事業について地域の特性に応じた弾力的な運用 | て、地域の実情を踏まえ作物別・ 地域別や、産地の発展段階(これから産地化を目指す地区,既 に産地化されているが更なる強 化を図る地区など)に応じた成果 | | 本県農業が様々な自然的地理的経済的な条件の中で多様な作物が生産されているという地域の実情を踏まえ作物別・地域別や 産地が発展段階(これから産地化を目指す地区、既に産地化されているが更なる強化を図る地区など) に応じた成果目標を設定できるようにすることで地域の特徴や強みを活かした | 産地パワーアップ事業実施要網・実施要領 | 農林水産省 | 宮城県 | わ湯野県・島県、まり、島県、雲山・大川・大川・大川・大川・大川・大川・大川・大川・大川・大川・大川・大川・大川・ | 文障事例 ○ 激化する産地間競争、国際競争に打ち勝つため、無本果では徹底したコスト削減や新技術導入による収益力向上への取組を進めている。その結果、多様な農産物において、全国有数の産地が県内各地に形成されている。このような大型産地においては、販売場価や芳島平、生産コストなど到低値が実際に高いいくルにあるため、産地パワープップ事業の成果目標である「販売額の10%向上」や「生産コストの10%削減に対して、成果目標の設定や目標達成が非常に困難となる場合があり、事業推進に支速を実している。 ○ 本市においても、灰光単目標の基準を一体で10%事と設定するのではなく、補助率や採択の優先順序で調整することで産地の実情に広た目構設をができるようにすれば、より取り組みたい産地があったが、「販売額の10%以上の向上に届かず、断念した。成果目標の3基率を一体で10%事と設定するのではなく、補助率や採択の優先順序で調整することで産地の実情に広た日構設をができるようにすれば、より取り組みたいを地があったが、「販売額の10%以上の向い場に関係した。相助率はなが、等)。 ○ 現行の成果目標の設定においては、例えば、米のよう定産地の販売力を強化したいが、明らかな差別化を図りにくい島目では不利に働く性組みとなっている。 ○ 当該事業の成果目標は都市近郊等条件が優位な環境にある農業や市場性に伸びしるのある農業において優位であり、不利性ある地域や秘室機関が高く望めない、農家には達成していく目標となっている。 ○ 本市においては、個別に水和農業をお生体で機械リース支援事業の利用を検討する要望が大半を占める。よって、産地・パワーアップ計画に定地に対しまな・和農業のコスト10%削減は不可なパワーアップ計画が大半である。人・最地ブラン策定地域のように人と農地が集積された地域以外の「やる気がある」農家が単独で当事業を利用することが困難な制度となっている。 ○ 本事業については、提案のとより既に大規検な産地に成長している地域については、取り組みにくい要件となっている。しかしながら、各県において変める実施方針の中で産地の枠組みにおいて、検討の販売額で大きた産地においては、「現金の業施力が自分で産地の対路がよいても検討を入ましましましているにあれているような、現金の業権が表別に取り組むできたがきる。 ○ 本事業においていては、提案の表とおり氏法様の「販売額の」が表出るとは、おり組みにしていては、現金の最近に対して変める実施方針の中で産地の特を組みにおいても検討の手板性の方式を地がまままままままままままままままままままままままままままままままままままま | |
| | B 地方に対する 規制緩和 | | 業について事業実施 主体の市町村等への 拡大 | て、市町村等が主体性を持って 事業に取り組むことができるよう、実施要綱・要領等に市町村 | 産地パワーアップ事業は産地の収益性向上を図るため地域一丸となった取組を後押しする事業であり、事業の主旨の周知や成果目標の設定の検討、計画の取りまとめなど地域段階での取組が要となる事業である。 しかしながら、当事業の実施主体は都道府県のみとなっており、市町村によっては、要編・要領に明記されていないことなどを理由として、消極的な関与を固持するところがあり、地域を巻き込んだ事業の推進に苦慮しているところである。 本来、「産地の育成」は、JAや市町村、県がそれぞれ蓄積している/ウハウを持ち寄り、また必要に応じて新たな情報や技術を導入しながら進めていくべきであるが、その姿にはほど遠い現状である。 | | 産地パワーアップ事業 実施要網・実施要領 | 農林水産省 | 宮城県 | 神奈川県、京都府、烏崎県、沖縄県、沖縄県 | ○ 協議会形式は責任の所在が明確でない、事務局の機能は担当者に限られている、実効性のある活動を起こしにくいなど不明瞭な点が多い中、当該事業において産地を取りまとめる機動性が求められる中、現実とのギャップが大きすぎる。 ○ 地域協議会で産地パワーアップ計画を立てて取組むこととなっているが、実態として地域協議会=市町村となっている。 ○ 本県では、県要綱において、市町村を位置づけているが、国要綱・要領に明記されていないことで、県要綱に位置づけることに反対する市町村もあったため、国要綱・要領でも位置づけていただきたい。 ○ 提案のとおり、産地パワーアップ事業能要綱では、事業実施主はは県となっているが、本市においては、実際に産地パワーアップ計画を策定するのは、市及び地域協議会が中心に行っている状況にある。また、近年、そのような地域協議会を事業実施主体として、行われる事業等も増加しており、人・農地ブランや各種権限委譲など、市町村の事務重は極かて頻度な状況にある。以上のことから、産地パワーアップ事業の事業実施主体がどうあるべきかということが問題ではなく、県・市・地域協議会がそれぞれの役割を調整し、定地の育成に一丸となって取り組むことが重要であると考える。 ○ 市町村により温度差はあるが、同様の状況は本県でも見られる。地域が一体となって事業者をサポートする体勢とするためにも、市町村の位置づけを明確にしていただきたい。 ○ 県では、国の交付要領等で市町の位置づけがないため、助成金の交付事務については、県実施要領により原則市町に交付するとしているが、地域の実情により県が直接地域協議会等に交付できるよう定めていることから、市町を経由しない取組みが増えている。 | |
| | B 地方に対する 規制緩和 | 農業・農地 | 補助事業の一元化 | 業について、これまで予算措置 された事業(産地パワーアップ事 業,強い農業づくり交付金,農畜 産物輸出拡大施設整備事業等) | TPP関連対策として多数の補助事業(産地パワーアップ事業,強い農業づくり交付金,農畜産物輸出拡大施設整備事業等)が予算措置されたところであるが、これらは強い農業づくり交付金をベースに組み立てられた事業であり、対象施設や上限事業費など重複している部分が多い。それにもかかわらず、それぞれが単独の事業であるため、事業毎に県独自の実施要領や交付要綱を制定する必要があり、事業を始めるまでに相当の時間と労力を要し、著しく非効率である。 | 付金をベースに組み立てられた事業であり、補助対象施設や上限事業費など | 実施要綱·実施要領、 | 農林水産省 | 宮城県 | 都府、兵庫 | ○ 事務量が煩雑であり、類似の事業であれば統合し、地域の目標が反映される仕組みにしてほしい。 ○ 産地パワーアップ事業、強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業はそれぞれ単独事業のため、府の実施要領、様式の制定など事務が煩雑化している。また、強い農業づくり交付金をペースとして農畜産物輸出拡大施設整備事業が仕組まれたことで、要領作成だけでなく計画承認等の事務が余計に必要となり、時間と労力を受している。 ○ 本県でも、それぞれが単独の事業となっているため、事業開始前の準備に数ヶ月を要しており、事業実施上の支障となっている。 ○ これまで、本県においても、事業の実施要領や交付要綱の制定等に労力がかかり、事業の着手までに相当の時間を要している。 | |

| | | 提案 | 区分 | | | | | | | | | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> |
|------|------------|-------------|-------|---------------|--|---|--|---|-------------|---|---|---|
| 管理番号 | [2 | 区分 | 分野 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | | |
| | B 地方規制緩和 | iに対する 和 | 農業・農地 | 援(青年就農給付金 | 農業経営主、かつ認定農業者に | 【制度改正の必要性】 親元就農者が青年就農給付金(準備型)の給付を受けた場合、就農後5年以内に経営を継承しなかった場合(農業経営が法人化されている場合は農業法人の共同経営者にならない場合)は給付金の全額を返還することが求められている。 経営の継承はすべての農地等の名義変更(所有権移転)が必要となっており、また、新規学卒者等、若年層の者が親元就農する場合はその親等は現役世代が中心であるため、親元就農者の連やかな(5年以内の)経営の継承は非現実的であり、利用しづらい制度となっている。 【具体的な支障事例】 準備型の給付を受けながら農業大学校で研修を実施したかったものの、親が現役世代(40歳代)であったために、親元就農後5年以内の経営継承は困難と判断し、準備型の受給を断念した事例がある。 | 事業の趣旨を逸脱しない範囲で、受給者である農業者の実情に応じた対応となり、新規就農者への支援拡大が図られる。(制度利用者の増加) | 新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱 (別記1)第5 1(1)オ 及び(4)イ(ウ) | 農林水産省 | 烏西合県府県県県県 東広、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | 葉県、紫県、東 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 支障事例 ○ 経営の継承はすべての農地等の名義変更(所有権移転)が必要となっており、また、新規学卒者等、若年層の者が 観元就農する場合はその親等は現役世代が中心であるため、親元就農者の速やかな(5年以内の)経営の継承は非現 実的であり、利用しづらい制度となっている。農業大学校の生徒に対して、準備型の給付を推進しているが、経営の主 体が現役世代(40~50歳代前半)の親であったため、経営継承は困難と判断し、受給を断らした事例がある。 ○ 親がまだ若い場合、全ての農地の所有権移転は困難であるとして申請を断念する例がある。 ○ 新規学卒者などが親元就農する場合、その親は現役世代のため地域で中核的な農業経営者である場合が多く、親 元就農後ち年以内の経営継承は困難であることから、準備型の給付を受けていない事例は、北海道内においても一定 程度あるものと考える。 ○ 準備型の給付を受けながら農業大学校での履修を希望したが、親が現役世代(40歳代)であったために、親元就農 後5年以内の経営継承は困難と判断し、準備型の受給を断念した事例がある。 ○ 農大生や20歳前後の若い研修生の場合、親もまだ若く、5年以内の継承が現実的でないため、給付を断念した。 ○ 現在は、準備型の対象者である農業大学校学生の類は現役世代であるため、就農5年後に経営継承の見込みが 確実でない場合は、一部継承による独立・自営就農を推奨している。提案のとおり、親元就農者が就農後6年以内に農 地等の所有権移転をしなくとも農業経営主、かつ認定農業者になれば、給付金の返還は不要となれば、新規就農者の 支援拡大が図られる。 |
| 139 | B規制緩和 | TIC対する 和 | 農業・農地 | 援(青年就農給付金 | | | 事業の趣旨を逸脱しない範囲で、受給者である農業者の実情に応じた対応となり、新規就農者への支援拡大が図られる。(制度利用者の増加) | 新規就農·経営継承額 台支援事業実施要綱 (別配1)第5 2(1)イ (ア)及び(4)ウ | 農林水産省 | 西広域連 合、滋賀 県、兵庫 | 莱野市香媛洗県大崎県市、川県町、分県東市、川県町、分県東市、川県町、大人県東丁、大人県東丁、長島、 | ○ 経営開始時だけでも親族の農地を貸借できれば、経営開始がスムーズに進むし、給付期間中に親族からの貸借面積が経営面積の1~2未満となれば要件としては十分である。受給者数を拡大し、担い手の確保・育成を図るため、制度改正は必要であると考える。 ○当市でも、相父名義の土地を経営されている方がおり、所有権移転が支障になることも想定されるので、要件緩和をしていただきたい。 ○ 農家子弟の就農が多く、さらに、親の経営をそのまま継承するだけではなく、規模拡大や多角化を目指す意欲の高い者も多数おり、支援が必要である。しかし、所有権移転の要件等により、青年就農給付金の活用は進んでいない。経営の全部総表を前提に所有権移転を確約していた。しかし、親族間で相続問題が発生し、所有権移転が不可能になったため、給付金を全額返還した。 ○ 所有権移転を割返した。 ○ 所有権移転をの要件は同制度の最大のネックであり、現り新規就農用版があっても、この要件がグリアできずに給付申請を断含することが多い。利用しやすい制度とし、新規就農の促進、継続を図るためにも、要件の緩和が必要である。○ 祖父母がかつて農家であったが、10年以上前にツタイゲしていて現在農地管理をとているのみ(高親は農業を継いているのより無害を考えるとが多い。利用しやすい制度とし、新規就農の促進、継続を図るためにも、要件の緩和が必要である。○ 祖父母がかつて農家であったが、10年以上前にツタイゲしていて現在農地管理をしているのみ(高親は農業を継いていなのみ)・12分所有地以上の農地を他人から賃借した当を担えることは、かえの主とは含さらを得なかった。施設園芸での就農後として別介有権移転をを合ったといたり、経営を関始を計画していたが、相様が関係での対象にないより事例があったとの、自然と関係と経営関始を計画していたが、相様が関係である。○ 新規就農者数の増大を図るためには、就農時の隘路となる初期投資リスの軽減を図るとともに、就農直後の経営安定のための対策が下可欠であり、青年就農給付金については、青年の就農を飲の険起と就農後の定衛に有効な活象で、この効果もあり、現内の新規就集合者は増加済がある。○ 新規就農者数の増大を図るためには、就農時の隆路となる初期投資リスの軽減を図るとともに、就農直後の発営安定のが製まるとと関始が上では、対策の農地を全で継承しておらに対が表される。と、本事での効果やありまがならない、実施とで担いた場合、所有権移転で対かとよっるとと関係が会と、○ 青年就農給付金(経営開始型)事業の制度として親族の多様を取るできまである。とまでは、対策の発展が対を発きてきるとともに、、別族中の情権移転を行め合い、対策に定めているとと、対策の機を取り、対策を対すが対なある。○ 有いが多くないのでは、対策を対すが支援を取り、対域の関係を対域が表が、対域のの機を対域の関係を対すが対すが表ができましたが、対域の関係の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係がある。○ 「対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域を関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を表し、対域の対域の対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を対し、対域の関係を表し、対域の関係を表し、対域の関係を表し、対域の関係を表し、対域の関係を表し、対域の関係を表し、対域の関係を表し、対域の関係を表し、対域の関係を表し、対域の関係を表し、対域の関係を表し、対域の関係を表し、対域の関係を表し、対域の関係を表し、対域の関係を表し、対域の関係を表し、対域の関係を表し、対域の関係を表し、対域のの関係を表し、対域の関係を表し、対域の関係を表し、対域のの関係を表し、対域の、対域の、対域の、対域の、対域の、対域の、対域の、対域の、対域の、対域の |
| | B 規制緩和 地方採 | iに対する 和 | 農業·農地 | | 期間中に、所有権移転や第三者 からの貸借等により給付対象者 の経営面積の2分の1未満にな | 青年就農給付金(経営開始型)の給付要件として、「親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約することとびその場合に「給付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は給付金の全額を返還する。」こととされ、給付期間中に親族から貸借した農地の全てについて所有権移転することが求められている。本事業の趣旨が「リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援する」ことであるとしても、「親族から貸借した農地が主である場合」にその親族から貸借した農地の全てについて所有権移転を求める必要はない。現に、親族から貸借した農地が僅かな差で「主でない」場合は、親族から貸借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。親元就農の場合、農地の所有権移転について相続問題が発生することが危惧され、現行制度上、全ての所有権移転を確約できずに給付申請を断念する場営合も考えられ、利用しに(い制度となっている。例えば、祖父の農地を借りて経を開始していたが、祖父の兄弟や子供等、農地の相続対象者が多く、祖父も所有権を移転することにまだ抵抗があったことから、給付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断念した事例などがあった。 | 制度趣旨を活かしつつ、給付対象者の実情に応じた支援の拡大が図られる。(制度利用者の増加) | 新規就農·経営継承総合支援事業実施要綱(別配1)第5 2(1)イ(ア)及び(4)ウ | 農林水産省 | 合 (共同提案) 滋賀県、京 | 城県、島県、長崎、宮崎、東、島県、島県、島県、島県、高県、南崎、宮崎、宮崎、宮崎、宮崎、宮崎、宮崎、宮崎、宮崎、宮崎、宮崎、宮崎、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田 田田 田 | ○ 農地は、重要な経営資源の一つであり、先祖代々継承される資産との概念は依然として根強い。また、本来、完了しているべき相様手続きが済んでいるとは限らない。そのため、経営継承を円滑に進めている段階で、関係者が多いなどにより所有権移転が落り、一部は結付期間に完了できないことが想定されるため、親元就農を推進する観点から、柔いに対応する必要がある。 ○ 本県においても、青年就農給付金(準備型)の申請にあたり、親族から貸借した農地の所有権移転が困難なためる。 ○ 本県においても、青年就農給付金(準備型)の申請にあたり、親族から貸借した農地の所有権移転が困難なためる。 ○ 本県においても、青年就農給付金(準備型)の申請にあたり、親族から貸借した農地の所有権移転が困難なためる。 ○ 農家子弟の就農が多く、さらに、親の経営をそのまま継承するだけではなく、規模拡大や多角化を目指す意欲の高い者も多数おり、支援が必要である。しかし、所有権移転の要件等により、青年就農給付金の活用は進んでいない、経営の金部総券を前提に所有権移転が高したい。したい、親族間で相続問題が発生し、所有権移転が立たされため、給付金を全額返還した。 ○ 相父母がかって農家であったが、10年以上前にリタイプしていて現在農地は管理をしているのみ(面積は農業を継いていない)、組父所有産地を有効活用して就農をしようとしたが、41機対象者が多に所有権移転を5年以内に実現することは困難であると判断し、申請を形容ささを確かった。施設園芸での就農のため、祖父所有地以上の農地を他人から賃借して当時を超えることは、かえつて報警を圧迫してしまからの農地が主である場合は就農後3年以内に当該農地の所有権を給付金を信任が書からない。といまの場でないという事例があった。 ○ 青年就農給付金(学備型)も、研修終了後の対策時、現成の原本権移転でないと、研修終了後の対策を対したといた。最後有限があったとかり、発格が対象者と終わすることともに、就農地の所有権移転である。 ○ 相父の農地を作りて経営開始を計画していたが、農地の所有権移転でいて、母方の指したとした。以前関連の関係を指しているの関係を指しているの場では、対策には関係を開始して経営開始を計画していたが、農地の所有権移転を行め、場合は、現族の農者が、対策の農として、制度の要件を関係を受け、表の場の場とは、制度の要件を担心を関係を表として、いまの連続を指して、その方を規元は農者が、部分、県内の新規就農者もは増加減向にある。今後、本県では高齢農業者のリタイが更に加速にある。の青年就農教行金としては、制度の要件があり、網方は、親族の農者の助には、親族の農者のもとして、おり期間中に所有権移転を行う場合に、に下間要件があり、網方権を指と行いに対して、高度の要件があり、網方は、親族の農者が、自然の農地の所有権移転を行う場合いといるの場に対して、対域が、最近には、制度の要性が、対域が、最近に対して、対域が、対域が、自然を持ているの場合は、対域が、自然を持ているの場合は、対域が、自然を持ているの場合は、対域が、自然を持ているの場合は、対域が、自然を持定が、自然を持ているの場合は、対域が、自然を持ているの場が、は、対域が、自然を持ているの場が、自然を持ているの場が、対域が、自然を持ているの場が、対域が、自然を持定が、自然を持ているの場が、自然を持ているの場が、自然を持定が、自然を持ているの場が、自然を持定が、自然を持ているの場が、自然を持定が、自然を持定が、自然を持定が、自然を持ているのは、自然を持ているのは、自然を持ているのは、自然を持定が、自然を表しませらないませらないのは、自然を持定が、自然を持 |

| 管理番号 | 区分 | 案区分 分野 | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> |
|------|------------------|-----------|-----------------------|--|--|--|--|-------------|--|-------------------|---|
| | | 7321 | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| 157 | B 地方に対する 規制緩和 | | の採択基準方法の見 直し | ント及び達成すべき成果目標の ポイントについて、事業実施主 体のこれまでの先進的な取組に ついても、適正な評価が与えら | 本交付金については、ポイント制が採用されており、①成果目標に対する現況値(5点満点) ②達成すべき成果目標(10点満点)をそれぞれポイント化して積み上げ、上位ポイントから地区採択される仕組みとなっている。ただし、事業実施主体が先進的な取組を行っていて、現況値が高い場合、①は高ポイントとなるものの、②はさらなる上積みが難しく低ポイントとなる仕組みとなっているため、採択順位が低くなり、交付金の内示額が少額、若しくは、内示がなかったりとなり、必要な事業推進への障害となっている。例えば、本府の主要農産物であるお茶について、現在の政策目標では、煎茶から売れる茶種(かぶせ茶やてん茶)への転換を目指している。売れる茶種でい、売れる茶種では、煎茶がら売れる茶種(かぶせ茶やてん茶)への転換を目指している。売れる茶種といて、適正な評価が与えられる仕組みにしてほしい。 | | 強い農業づくり交付金 の配分基準について (平成17年4月1日16 生産第8451号通知) | | 京庫山県県市、保護の東京の東山県県では、東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東 | 潟県、愛知 | ○過去に現況の取り組みが進んでいるために目標値ポイントがとれず、結果的に認定されなかった地区がある。 ○公募においてポイント制は理解できるが、そもそも全国一律の土俵で優劣を判断されるのは、不利性の高い地域では、より厳しい。もし過去の保収された傾向から優位性が見えるのであれば、クラス毎で採択が決めいか検討いただきたい。 ○提案内容に同意する。全国一律の成果目標等の基準では、各地域の現状に合わず、高ポイントを得られないため事業を実施することが困難な場合がある。 ○提案のをおり、採択を受けるためには、現状値及び目標値共に高い水準が求められ、全ての地域が公平かつ適正な評価が与えられていない状況にあると思われる。 ○主要農作物の種子生産に係る施設整備において同様の支障事例がある。 ○立要農作物の種子生産に係る施設整備において同様の支障事例がある。 ○かんきつ産地では、国の補助金を活用して設置が進められた多くの共同選果機械施設等が老朽化し、更新時期を迎えているが、高品質化や販売の高度化等の取組が進んでいる産地においては、成果目標のポイント積み上げが確めて 乙酸酸であり、事業保状所に不利になりやすい状況にある。そのため、流通の多様化及び産地の実情に対応した共同選果機械施設等の整備については、高品質化及び販売の高度化等の取組が進んでいる成熟した産地が不利になることがないよう、事業採択要件や成果目標の見直しが必要。 |
| 301 | B 地方に対する 規制緩和 | | 金の実施要領の交付 対象要件等の緩和 | 内におけるBSEの監視体制を 維持するためにも、 ()消費・安全対策交付金の実施 要領第7の施設整備等の一般的 基準において、BSE検査に係る 関連施設に限り、補修費及び既 存施設の更新も交付対象とする こと。 (2)消費・安全対策交付金の中の | 死亡牛のBSE検査開始から10年以上が経過し、死亡牛の一時保管施設や処理施設の老朽化が進んでいる。 死亡牛からBSE検査材料を採取し、検査結果が判明するまでの間、死亡牛は腐敗防止のため、一時保管施設内の冷凍コンテナに収容されるが、保管中に死亡牛から発生する硫化水素ガスが冷凍器の冷却を腐食し、ガス漏れを起こすため、耐用年数は一般的な冷凍コンテナに比べ、極端に起い状況にある(約3年)。冷凍コンテナが使用不能に陥ると、死亡牛のBSE検査と適正処理の実施に支障が生じることとなる。また、鹿児島県内の化製場に整備された牛処理専用ラインについては整備から12年が経過する中で、死亡牛のBSE検査実施後に、死亡牛を適正に処理するためには、頻繁な補修等が必要になっている。 | に対する支援が十分に行われることで、適切な死亡牛のBSE検査・処理体制を維持し、適正な検査実施が確保される。このことで、将来にわたってBSE対策の有効性を確認することが可能となり、我が国のBSEステータス維持と安 | 消費•安全対策交付金 | | 九州地方知事会 | 北海道、精岡県、京都府島東、京都府 | ○死亡牛のBSE検査開始から10年以上が経過したため、死亡牛の一時保管施設や処理施設の老朽化が進み、死亡 中BSE検査を継続するためには大規模な改修が必要となっている。BSE施設は消費・安全対策交付金(ハード)の対象 とされているが、採択されるためには診断の高度化・迅速化、バイオセキュリティーの確保が必要とされている。しかし、 BSE施設に必要な機能は、死亡牛からのBSE検査材料の採取、検査結果判明までの死亡牛の冷蔵保管及びBSE発生時の煉却処分であるため、採択要件を満たすことが困難となっており、機能維持のための補修費や既存施設の更新 も対象とすることが必要である。 ○当果においても、H14年度とH17年度に整備したBSE検査に係る採材施設や保管施設の修繕に毎年多額の経費を要している。 ○当果においても、H14年度とH17年度に整備したBSE検査に係る採材施設や保管施設の修繕に毎年多額の経費を要している。 ○当果においても、所14年度とH17年度に整備したBSE検査に係る採材施設や保管施設の修繕に毎年多額の経費を要している。 ○当果においても、死亡牛のBSE検査にかかる保冷施設は10年以上経過し、施設を冷却するユニットクーラーは、死亡牛の腐敗だ立れ、銃がよいよう。約34年間隔で修繕や更新を行っている。ユニットクーラーが放けたし場では、場合では、水 一本能に陥らないよう。約34年間隔で修繕や更新を行っている。ユニットクーラーかが関心に大場合いよう。3、当該検 資は、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく検査であり、死亡牛のBSE検査を継続していためにも、関連施設の検 資性、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく検査であり、死亡中のBSE検査を継続していたがあら、中間200頭 程度の一時保管が必要であり、他施設で代替することはできない。 ○当果の死亡牛一時保管施設や行動である。4年間200頭 程度の一時保管が必要であり、他施設で代替することはできない。 ○本選においては大助の検査を持つているが、投密的のは実施と変がある。4間200頭 程度の一時保管が必要であり、地施設で代替することはできない。 ○本選においては大助の検査を設し、元むでも指検が頻繁に 「おれており、通正なBSE検査を実施を設置し、不せのBSE検査に係る採材及び検査を行っているが、投密から既 これましたがより、連定を持ているが、対理があり、特に一時保管施設では死亡中の多足検査を実施しまが自定しないる。将に ○本説の一時保管施設や処理施設の老村化が進んでいる、特に一時保管施設では死亡中心発生する硫化水素ガスの影響で冷却装置の余中が力ス管の高度による冷却機能ので、4年により近によるが通知されている。一時保管施設ではないますない。 「おれているの一様を表すないる」を表すない。 ○本述は、14年の第2年を検査を表がしたがは、14年の日にないなが、14年間により、14年によりにないなのでは、14年によりにないないる。 ○本述とは、14年によりにないないないないないないないないないないないないないないないないないないない |